

【フィリピン】一部知財庁業務の再開について

2020年5月18日

ジェトロ・バンコク事務所

5月18日、フィリピン知財庁（IPOP HL）は、5月25日から限定的・段階的に庁舎での業務を再開する旨を発表した。

主な発表内容は以下の通り。

- ・IPOP HL 職員は、在宅勤務を続けつつも、5月25日より制限付で本庁舎での業務を再開。
- ・支払窓口は5月27日から再開。
- ・文書受付窓口は5月27日から再開。
- ・5月27日から6月1日までの支払・文書受付窓口の受付を、アルファベット（自然人は姓の頭文字、ローファーム・企業はその頭文字）ごとに以下の受付日を設ける。

5月27日 頭文字 A～C

5月28日 頭文字 D～H

5月29日 頭文字 I～O

6月1日 頭文字 P～Z

- ・各種手続期限について、当初の締め切りが3月16日から4月30日までの場合は、6月30日まで延長。5月1日から6月30日までの締め切りは、7月30日まで締め切りを延長する。

情報公開日

2020年5月18日

URL 等

<http://www.ipophil.gov.ph/advisories/>

”Advisory on IPOP HL Services in View of the Declaration of a Modified Enhanced Community Quarantine Over the National Capital Region”

<https://drive.google.com/file/d/133rYedRGGq5uLTEq9QjgLubqg70oGwsr/view>

”Amendment to Item "5" of IPOP HL Memorandum Circular 2020-013”

<https://drive.google.com/file/d/18Rr3hiRhRwOK7IYHNRGvGZBmsOefhGPC/view>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の

判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。